

会 議 概 要

会 議 の 名 称	令和7年 第3回湧別町選挙管理委員会
開 催 日 時	令和7年7月2日（水） 9時50分 開会 10時 5分 閉会
開 催 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階 中会議室
出 席 者 名	選管委員 森谷委員長、高橋委員、西原委員、近藤委員 事務局 坂本事務局長、穴戸事務局次長、渡辺主幹、榎本書記
欠 席 者 名	無し
傍 聴 人 の 数	無し
会 議 の 内 容	（1）委員長挨拶 （2）議案審議 議案第1号 選挙人名簿の登録者の抹消について 議案第2号 選挙人名簿の登録（選挙時登録）について 議案第3号 選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について 議案第4号 選挙人名簿の登録者の抹消予定者の抹消について （3）審議結果 議案第1号から議案第4号まで原案のとおり議決。
会 議 資 料	令和7年第3回湧別町選挙管理委員会議案 ※別冊資料については、個人情報が含まれているため非公開とします。
会 議 録	☒ 有 （ ☐ 全文筆記 ☒ 要点筆記 ） ☐ 無
備 考	

令和7年 第3回選挙管理委員会会議録

会 議 日 時	令和7年7月2日（水） 午前 9時50分開始 午前10時 5分閉会	場 所	上湧別コミュニティセンター 2階 中会議室
出席委員 の 氏 名	森 谷 重 俊 高 橋 直 司 西 原 沙智恵 近 藤 優 子	委 員 会 に 参 与 し た 書 記 等 の 氏 名	坂本事務局長 宍戸事務局次長 渡辺主幹 榎本書記
欠席委員 の 氏 名	無し		
付 議 事 件	議案第 1 号 選挙人名簿の登録者の抹消について 議案第 2 号 選挙人名簿の登録（選挙時登録）について 議案第 3 号 選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1 の数及び3分の1の数について 議案第 4 号 選挙人名簿の登録者の抹消予定者の抹消について		
議 事 の 経 過			
・ 議案第1号から議案第4号まで原案どおり議決。			

令和 7 年

第 3 回 選挙管理委員会 議案

日 時 令和 7 年 7 月 2 日（水）午前 10 時 00 分

場 所 上湧別コミュニティセンター 2 階中会議室

湧別町選挙管理委員会

議案番号	件 名	頁 数
議案第 1 号	選挙人名簿の登録者の抹消について	1
議案第 2 号	選挙人名簿の登録（選挙時登録）について	2
議案第 3 号	選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、 6分の1の数及び3分の1の数について	3
議案第 4 号	選挙人名簿の登録者の抹消予定者の抹消について	5

議案第 1 号

選挙人名簿の登録者の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり湧別町選挙人名簿の登録者を抹消する。

記

1	死 亡	（公職選挙法第 28 条第 1 号）	16 人	男	9 人
				女	7 人
2	転出後 4 箇月経過者	（公職選挙法第 28 条第 2 号）	13 人	男	5 人
				女	8 人

計 29 人

抹消者氏名 別冊のとおり

令和 7 年 7 月 2 日提出

湧別町選挙管理委員会

委員長 森 谷 重 俊

議案第 2 号

選挙人名簿の登録（選挙時登録）について

令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院議員通常選挙における選挙時登録日（令和 7 年 7 月 2 日）に次の者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 2 条第 3 項の規定により、次のとおり湧別町選挙人名簿に登録するものとする。

記

1	転入者	4 6 人	男	2 8 人
			女	1 8 人
2	新有権者	1 0 人	男	4 人
			女	6 人

計 5 6 人

登録者氏名 別冊のとおり

令和 7 年 7 月 2 日提出

湧別町選挙管理委員会

委員長 森 谷 重 俊

議案第 3 号

選挙人名簿に登録されている者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について

令和 7 年 7 月 2 日現在において、湧別町選挙人名簿に登録されている者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

記

別紙のとおり

令和 7 年 7 月 2 日提出

湧別町選挙管理委員会
委員長 森 谷 重 俊

参 考

地方自治法

第 7 4 条第 1 項	条例の制定又は改廃請求	50 分の 1
第 7 5 条第 1 項	監査の請求	50 分の 1
第 7 6 条第 1 項	議会の解散請求	3 分の 1
第 8 0 条第 1 項	議員の解職請求	3 分の 1
第 8 1 条第 1 項	長の解職請求	3 分の 1
第 8 6 条第 1 項	主要公務員の解職請求 (副町長、選管委員、監査委員)	3 分の 1

市町村の合併の特例に関する法律

第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	合併協議会設置の請求	50 分の 1
第 4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項	合併協議会設置協議の投票の請求	6 分の 1

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 8 条第 1 項	教育長又は教育委員の解職請求	3 分の 1
------------	----------------	--------

(選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数の告示)

湧別町選挙管理委員会告示第 号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数、並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の6分の1の数、並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年7月2日

湧別町選挙管理委員会

委員長

- | | | |
|---|---------------------|--------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 136人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 1,128人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 2,256人 |

選挙人名簿の登録者の抹消予定者の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を湧別町の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったときに、湧別町選挙人名簿から抹消する。

記

転出後 4 箇月経過予定者（公職選挙法第 28 条第 2 号） 19 人 男 9 人
女 10 人

抹消予定者氏名 別冊のとおり

令和7年7月2日提出

湧別町選挙管理委員会
委員長 森 谷 重 俊

理由

他の市町村へ転出後４箇月が経過した者については、４箇月経過後において選挙管理委員会を開催し、選挙人名簿から抹消する旨の議決を行うのが原則であるが、公示日の翌日から選挙の期日までの間に４箇月が経過する者については、期日前投票所又は投票所の投票開始時刻前に毎日委員会を開催し、抹消の議決を行わなければならないことになるため、総務省通達に基づき、未だ４箇月を経過していない者について、４箇月を経過するに至ったときに選挙人名簿から抹消する旨の議決を行うものであり、当該議決の効果は、当該４箇月を経過するに至ったときに生じるものである。

○今後の会議日程について

・令和7年 第4回選挙管理委員会

- (1) 開催日時 令和7年7月3日(木) 午後5時15分
- (2) 開催場所 上湧別コミュニティセンター 2階中会議室
- (3) 予定案件 参議院選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等の
掲示の掲載順序の決定について

・令和7年 第5回選挙管理委員会

- (1) 開催日時 令和7年7月17日(木) 午後5時15分(予定)
- (2) 開催場所 上湧別コミュニティセンター 2階中会議室
- (3) 予定案件 参議院議員通常選挙における開票立会人の決定について
※開票立会人が10名を超えない場合は開催しません

・第27回参議院議員通常選挙 投開票日 令和7年7月20日(日)

※文化センターTOM和室 10時集合

・令和7年第6回選挙管理委員会

- (1) 開催日時 令和7年9月1日(月) 午前10時00分(予定)
- (2) 開催場所 上湧別コミュニティセンター 2階中会議室
- (3) 予定案件 定時登録について